

どっちが高い??

あなたの時給と 滋賀県の最低賃金

2022年10月6日から滋賀県の
地域別最低賃金は

927 時給
円



午後10時～午前5時に
勤務する場合
深夜割増25%を加算

1,159 時給
円

※深夜(午後10時～午前5時)に勤務する場合、少なくとも25%の割増賃金が加算されます。「深夜割増」以外にも「時間外割増」や「休日割増」が加算されるケースがあります。詳しくは、連合へご相談ください。

- ✓ 最低賃金は、国が法に基づいて定める「賃金の最低額」です
- ✓ 最低賃金は、都道府県ごとに毎年、見直されています
- ✓ 会社は、最低賃金額以上の賃金を支払う義務があります
- ✓ 最低賃金額を下回る賃金は法律違反となり、下回った場合、差額を請求できます
- ✓ 最低賃金は、パートタイマーや学生バイト、臨時、嘱託など雇用形態や呼称に関係なく、原則すべての労働者とその使用者に適用されます

あなたの賃金は…?



裏面で自分の時給を計算してみよう!

「おかしいな?」「低いかも?」と思ったら
なんでも労働相談ホットラインへ



労働相談
チャットボット
「ゆにボ」

スマホ・
携帯OK

いこうよ れんごうに



0120-154-052



日本労働組合総連合会滋賀県連合会(連合滋賀)

〒108-0023 東京都港区芝浦3-2-22田町交通ビル2階
<https://www.rengo-tokyo.gr.jp/>

連合滋賀

検索





あなたの最低賃金

今すぐチェック!



給料のうち対象となる項目を確認しよう

最低賃金との比較対象になるのは、基本給+諸手当(精皆勤手当・通勤手当・家族手当は除く)です。
ボーナスや残業代、その他臨時の手当は含まれません。

対象 **基本給 + 諸手当***
※精皆勤手当・通勤手当・家族手当は除く

対象でない ●一時金(ボーナス) ●残業代 ●精皆勤手当
●通勤手当 ●家族手当 ●その他臨時の手当



1時間あたりの金額に変換し、実際に比較しよう

職場ごとに決められている「所定労働時間」や「所定労働日数」を調べましょう。
就業規則や契約書等からわかります。
それをもとに以下の計算式で算出した金額と、最低賃金額とを比較します。



時給の人 **時給額** そのままでOK!

日給の人 **日給額 ÷ (1日の所定労働時間)**

週給の人 **週給額 ÷ (1日の所定労働時間 × 週の所定労働日数)**

月給の人 **月給額 ÷ (1日の所定労働時間 × 年間所定労働日数 ÷ 12)**

歩合給の人 連合「なんでも労働相談ホットライン」にご相談ください



自分の給料が最低賃金より低かったら相談しよう

- お勤め先に労働組合があれば、組合から経営者に申し入れをしましょう。
- 労働組合がなければ、連合「なんでも労働相談ホットライン」へ電話してみましょう。
- お勤めの業種によっては、より高い最低賃金が適用される場合があります。

あなたの賃金大丈夫?
ウェブでチェックできます!

「最低賃金よりも低いかも?」「おかしいな?」と感じたら…
なんでも労働相談ホットラインへ

